

---

プロジェクト	上場企業等が保有するベンチャーキャピタル（VC）ファンドの出資持分に係る会計上の取扱い
項目	本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料では、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

## II. これまでの経緯

2. 第 516 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 13 日開催）において、企業会計基準諮問会議からのテーマ提言を踏まえ、企業が投資する組合等への出資に関して、VC ファンドに相当する組合等の構成資産である市場価格のない株式を中心とする限定した範囲の会計上の取扱いについて検討を行うことを目的とする本プロジェクトに着手することが決定された。
3. 第 517 回企業会計基準委員会（2023 年 12 月 27 日開催）及び第 209 回金融商品専門委員会（2023 年 12 月 26 日開催）では、本プロジェクトの今後の進め方について審議を行い、まずは今回検討している会計処理の対象となる VC ファンドに相当する組合等の定義について検討を行うことを提案し、特段の異論は聞かれなかった。
4. 第 519 回企業会計基準委員会（2024 年 2 月 5 日開催）及び第 211 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 29 日開催）（以下「第 519 回企業会計基準委員会等」という。）では、VC ファンドに相当する組合等の定義に関する ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しした。
5. 本資料では、第 519 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえて、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲に関する ASBJ 事務局の追加的な分析及び再提案をお示ししている。

### III. ASBJ 事務局による追加的な分析

#### (第 519 回企業会計基準委員会等における ASBJ 事務局の提案)

6. 第 519 回企業会計基準委員会等では、本プロジェクトで検討する会計処理の対象となる VC ファンドに相当する組合等の定義について、次の要件を満たす組合等とすることを提案した。
  - (1) 募集又は私募が行われた組合等である。
  - (2) 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者である。
  - (3) 組合等の構成資産である市場価格のない株式について、定期的に時価評価されている。
  - (4) 組合契約等において、投資対象を専らスタートアップ企業としている。スタートアップ企業の特徴として、以下を例示する。
    - ① 新しい技術の活用、斬新なサービスなど新規性がある。
    - ② 創業から間もない、又は比較的創業年数が若い。
7. 第 519 回企業会計基準委員会等において意見が聞かれた前項(1)、(3)及び(4)の要件に関して、次項以降で追加的な分析を行う。

#### (ASBJ 事務局による追加的な分析)

##### 本資料第 6 項(1)の要件（募集又は私募が行われた組合等である）について

8. 本資料第 6 項(1)の「募集又は私募が行われた組合等である」との要件に関して、第 519 回企業会計基準委員会等で聞かれた主な意見は次のとおりである。
  - (1) 本プロジェクトの範囲としていわゆるプロが運営する組合を想定していることや市場価格のない株式を時価評価するニーズを踏まえると、コーポレート・ベンチャー・キャピタル(CVC)や当事者以外の出資者への募集を行わない二人組合などは対象外とすることが考えられる一方、「募集又は私募が行われた組合等である」という記載では、これらの組合等が対象外であることが必ずしも明確ではないと考える。このため、「多数の出資者に対して募集又は私募が行われた組合等である」とすることを検討いただきたい。
  - (2) 「募集又は私募」は金融商品取引法上の用語であるため、「取得の勧誘」など一般化した言葉とすることを検討いただきたい。

9. 前項(1)の意見は、本資料第6項(1)の事務局提案では、CVCや自社以外の出資者への募集を行わない二人組合がVCファンドに相当する組合等に含まれることを懸念するものと考えられる。この意見を踏まえ、CVCや自社以外の出資者への募集を行わない二人組合が含まれないことを明確にすることが必要と考えられる。ここで、出資者の人数を明示することも考えられるが、グループ会社と共同で出資する場合など様々なケースが存在する可能性があることが考えられるため、「多数の出資者に対して」としつつ、その趣旨を結論の背景に記載することに留めておくことが考えられる。
10. 次に本資料第8項(2)の意見は、「募集又は私募」は金融商品取引法上の用語であり、国外において募集又は私募が行われた組合等や出資された財産の運用が国外で行われる組合等を想定した場合、必ずしも適切な用語ではないのではないかとの意見と考えられる。この点、他の日本基準(例：企業会計基準第27号「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」)においても、我が国における法律をベースとした用語を会計基準に使用することがあり、その場合、国外に関しては、当該国において相当するものを指すこととしている。このため、「募集又は私募」という用語を使用することは必ずしも不適切とは言えないと考えられる。
11. 以上のことを踏まえ、本資料第6項(1)の要件については、次のとおり見直すことが考えられる。

(1) 多数の出資者に対して募集又は私募が行われた組合等である。

**本資料第6項(3)の要件(組合等の構成資産である市場価格のない株式について、定期的に時価評価されていること)について**

12. 本資料第6項(3)の「組合等の構成資産である市場価格のない株式について、定期的に時価評価されている」との要件に関して、第519回企業会計基準委員会等で聞かれた主な意見は次のとおりである。
  - (1) 算定された時価の信頼性が論点となると考える。
  - (2) 中小企業等投資事業有限責任組合会計規則に定める原則的方法を採用している場合やIPEVガイドラインにより時価評価している場合で、かつ監査を受けている場合には、算定された時価に一定の信頼性があると考えられる一方、これ以外の場合には、時価の信頼性に懸念がある。
  - (3) 財務諸表の信頼性の観点から、内部管理目的又は参考値として算定している時価を用いる場合は認めず、組合等の決算書において非上場株式を時価評価して

おり、かつ監査を受けていることを要件とすることがよいと考える。

- (4) 内部管理目的又は参考値として組合出資者に提供している時価を用いることを認める場合には、時価算定会計基準等<sup>1</sup>に基づいて時価算定していることやIFRS 第13号「公正価値測定」又はTopic 820「公正価値測定」に準じて時価算定していることを要件とすることがよいと考える。

13. 本資料第6項(3)の事務局提案は、組合等の決算書において組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価しているケースと内部管理目的又は参考値として組合出資者に市場価格のない株式の時価を提供しているケースの両方を想定していた。しかしながら、前項に記載した聞かれた意見のとおり、組合等の決算書において組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価しているケースと内部管理目的又は参考値として組合出資者に市場価格のない株式の時価を提供しているのみのケースでは、時価評価の信頼性が異なる可能性があると考えられる。このため、本プロジェクトにおいては、組合等の決算書において組合等の構成資産である市場価格のない株式を時価評価しているケースのみを範囲に含めることが考えられる。
14. 前項を踏まえて、本資料第6項(3)の要件について、次のとおり見直すことが考えられる。
- (1) 組合等の構成資産である市場価格のない株式について、組合等の決算書において時価で評価されている。

**本資料第6項(4)の要件（組合契約等において、投資対象を専らスタートアップ企業とし、スタートアップ企業の特徴を例示すること）について**

15. 本資料第6項(4)の「組合契約等において、投資対象を専らスタートアップ企業とし、スタートアップ企業の特徴を例示する」との要件に関して、第519回企業会計基準委員会等で聞かれた主な意見は次のとおりである。
- (1) スタートアップ企業の定義やスタートアップ企業以外にも投資している場合に要件を満たすかどうかは明確ではないため、「組合契約等において、投資対象を専らスタートアップ企業としている」ことを要件に含めないことがよいと

---

<sup>1</sup> 本資料では、企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」を総称して「時価算定会計基準等」と記載する。

考える。

- (2) 「組合契約等において、投資対象を専らスタートアップ企業としている」ことを要件とする事務局提案に関して、実務において判断することが難しいと考えられるため、より具体的な要件とする必要があると考えられる。
  - (3) 組合等の法形態や組合等の投資対象によって会計処理が異なるという状況は回避したほうがよいと考える。
  - (4) 情報の有用性の観点から、投資対象をスタートアップ企業としているかどうかによって、市場価格のない株式を時価評価するかどうかを区別することは有益ではないと考える。
16. 前項に記載した聞かれた意見はいずれも、対象をスタートアップ企業に限定することを懸念する意見である。この点、一般的にスタートアップ企業について明確な定義は存在しておらず、スタートアップ企業を完全に定義することは困難であると考えられる。また、投資対象がスタートアップ企業であることをもって市場価格のない株式を時価評価するかどうかを区別することは、情報の有用性の観点から課題があると考えられる。
17. 前項を踏まえると、投資対象を専らスタートアップ企業とするのではなく、専ら市場価格のない株式を投資対象としているとすることが考えられる。この場合、スタートアップ企業の定義を設ける必要がなくなり、また企業においてもスタートアップ企業かどうかの判断が不要となる。さらに、投資対象が専ら市場価格のない株式かどうかについては、より客観的に判断することができると考えられる。
18. このため、本資料第6項(4)の要件について、次のとおり見直すことが考えられる。
- (1) 組合契約等において、投資対象を専ら市場価格のない株式としている。

#### **IV. ASBJ 事務局からの再提案**

19. 以上の検討を踏まえ、本プロジェクトにおいて対象とする組合等の範囲について、次の要件を満たす組合等とすることが考えられるがどうか。
- (1) 多数の出資者に対して募集又は私募が行われた組合等である。
  - (2) 組合等の運営者は出資された財産の運用を業としている者である。
  - (3) 組合等の構成資産である市場価格のない株式について、組合等の決算書におい

て時価で評価されている。

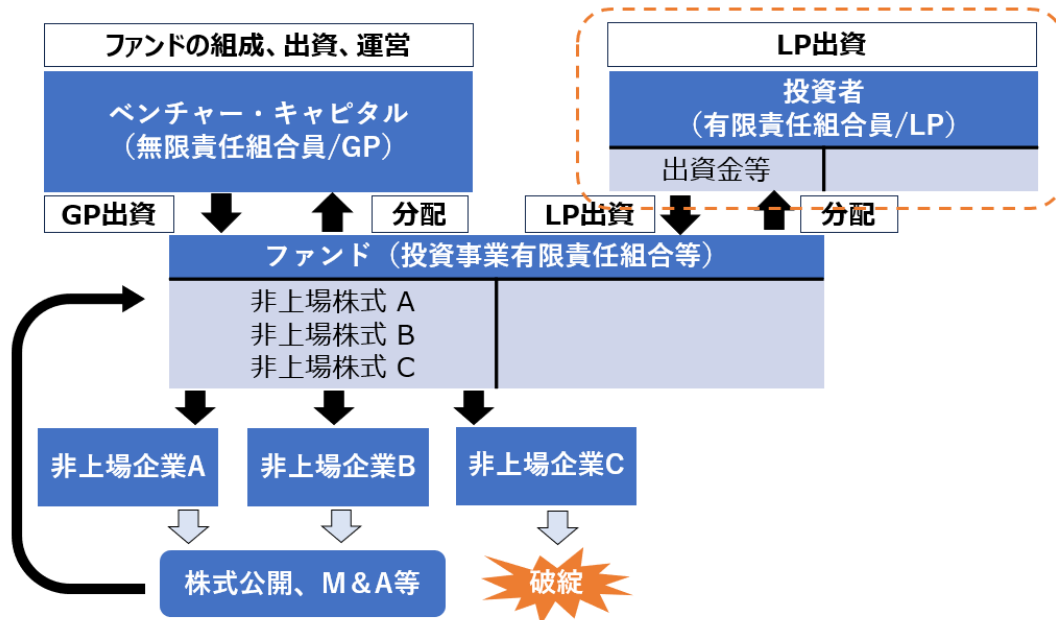
(4) 組合契約等において、投資対象を専ら市場価格のない株式としている。

**ディスカッション・ポイント**

本資料第6項から第19項の事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙：本プロジェクトにおける主な検討対象のイメージ



以上